

介護老人福祉施設カトレア鈴蘭台 運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まなの会が設置運営する介護老人福祉施設カトレア鈴蘭台(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は30名とする。

2 ユニット数及びユニットの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ユニット数 3ユニット
- 二 ユニットの入居定員 10名

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人福祉施設カトレア鈴蘭台
- 二 所在地 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番10

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第5条 施設に次の従業者を置く。

- 一 管理者 1名
- 二 事務員 若干名
- 三 生活相談員 1名
- 四 計画担当介護支援専門員 1名
- 五 機能訓練指導員 1名
- 六 介護職員 18名(常勤12名、非常勤6名)
- 七 看護職員 2名(常勤1名、非常勤1名)
- 八 医師 1名(非常勤)
- 九 管理栄養士 1名
- 十 調理員(外部委託により調理室を運営する。)
- 十一 管理宿直員 若干名

- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、第14条に規定する施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

(職務)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 機能訓練指導員

機能回復に関する計画立案実施。日常生活に必要な機能を改善、又はその減退を防止するための訓練に従事する。

六 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

七 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

八 医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

十一 管理宿直員

施設の夜間防災と巡回監視を行う。

(事務分掌)

第7条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

第8条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

一 職員会議

二 運営会議

三 施設サービス計画に関する会議

- 四 入居者に提供する食事に関する会議
- 五 その他管理者が必要と認める会議
- 2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

第3章 入居及び退去

(入居)

- 第9条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。
- 2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。
 - 3 管理者は、あらかじめ入居申込者又は身元引受人（家族等）に対し、この運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居者の同意を得るものとする。
 - 4 管理者又は計画担当介護支援専門員は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
 - 5 管理者又は計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(面接及び調査)

- 第10条 管理者、生活相談員、計画担当介護支援専門員及び医師は、新たに入居した入居者に対して心身の状況、特性、経歴、技能、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査、検診を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(貴重品等の保管)

- 第11条 管理者は、入居時の契約に基づいて、入居者又は身元引受人（家族等）から貴重品等を引き継いだときは、管理者が管理責任者になるとともに取扱職員を定め、貴重品等を確実に整理保管しておかなければならない。

(退居)

- 第12条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人（家族等）に対し、1か月間の期間を定め、その理由を通知して契約の解除について予告するものとする。
- 一 入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
 - 二 入居者が入院し、明らかに3か月以上入院する事が見込まれるとき。
 - 三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
 - 四 入居者が負担すべき費用を3か月間滞納したとき。
- 2 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
- 一 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
 - 二 入居者が死亡したとき。

- 三 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
 - 四 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
 - 五 入居者が入院した後、おおむね3か月を経過しても退院できないとき。
 - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- 3 管理者は、入居者の退去に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退去の為に必要な援助をするものとする。

(入居者の入院中の取扱)

第13条 管理者は入居者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元引受人（家族等）の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

第4章 入居者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(基本原則)

- 第14条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第15条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
 - 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
 - 6 入居者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当概意見に配慮して施設サービスを提供するものとする。
 - 7 施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

(施設サービス計画)

- 第15条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営むうえで入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案及び第2項に規定する変更案について入居者又は身元引受人（家族等）に対して説明し、同意を得るものとする。

（介護）

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 二 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 三 排泄の自立についての必要な支援
- 四 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（相談及び援助）

第17条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

第18条 管理者は入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 管理者は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 管理者は入居者の身元引受人（家族等）との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（食事の提供）

第19条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 2 管理者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 予定献立は7日単位で作成し共同生活室に提示する。
- 4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 5 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない入居者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
- 6 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項は

管理者が別に定める。

- 7 調理業務に従事する職員にあつては、特に身の清潔に留意するとともに月 1 回以上の検便を受けなければならない。
- 8 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(健康管理)

第 20 条 管理者は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、6 か月に 1 回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。

- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。
- 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。
- 4 インフルエンザの予防接種を実施し、健康管理に努める。

(施設サービスの利用料及び費用等)

第 21 条 第 15 条から第 20 条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用 (1,520 円／日)
 - 二 居住に要する費用 (3,000 円／日)
 - 三 理美容代 (1,800 円／回)
 - 四 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであつて、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 前項第四号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 4 第 2 項各号に規定する施設サービスの提供にあつては、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- 5 第 2 項及び第 3 項に規定する施設サービスの提供に係る会計及び第 15 条から第 19 条までに規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
- 6 管理者は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあつては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ入居者又は身元引受人（家族等）に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項に規定する「法定受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- 7 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。ただし、同意については文書によるものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

第22条 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

第23条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

- 一 施設サービス提供に関する記録
 - イ 施設サービス計画書
 - ロ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に係る記録
- 二 第22条に規定する市町村への通知にかかわる記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間保管する。

第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

(外出及び外泊)

第24条 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第25条 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康保持)

第26条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第27条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第28条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で飲酒すること。
- 二 施設内で喫煙すること。
- 三 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 四 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 五 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第 29 条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 30 条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画（別紙あり）を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

2 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第 31 条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第 32 条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 33 条 事業所は、入居者への虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

①虐待の防止に関する責任者を定め、防止に必要な体制の整備を行う。

②虐待の防止に関する研修を全職員に対して行う（年 2 時間以上）。

③虐待又は虐待が疑われる場合には速やかに関係各所へ連絡する。

④虐待又は虐待と疑われる内容を記録し、必要に応じて速やかに開示する。

2 責任者は施設長（管理者）が務め、全ての職員は研修の受講及び虐待を発見した際の責任者への報告の義務を負う。

3 責任者は入居者、職員から受けた報告内容の事実関係を確認し速やかに当該入居者の家族、行政機関、その他必要な機関へ報告する。

4 全職員は次に掲げる行為及びこれらに類する行為を虐待行為と捉え行わない。

①身体的苦痛を与える行為

②心理的、精神的苦痛を与える行為

③経済的苦痛を与える行為

④その他、責任者が虐待行為と捉える必要があると判断する行為

(身体拘束等の廃止に関する事項)

第 34 条 事業者は、緊急やむを得ない場合を除き入居者に対して身体拘束等を行わない。

2 緊急やむを得ない場合とは次のとおりとする。

①切迫性 身体拘束等を行わなければ入居者自身又は他の入居者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性 入居者の生命または身体を保護するにおいて、身体拘束等を行う以外に代替できる行為がない場合

3 緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合でも、必要な最短の期間を定め、各専門職員が検討し常に身体拘束等を解除することを模索する。

4 緊急やむを得ない状態が解消された場合には速やかに身体拘束等の状態を解除する。

(秘密の保持)

第 35 条 従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者又は身元引受人（家族等）の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第 36 条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一 衛生知識の普及

二 年 2 回以上の大掃除

三 月 1 回以上の整理整頓

四 適宜の消毒

五 その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

第 37 条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第 38 条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

第 8 章 雑 則

(改正)

第 39 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行適用する。

一部改定し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する